

## 懇話会について

### 1 懇話会委員の身分

法律や条例に基づいて設置される審議会（附属機関）委員は、特別職の地方公務員（地公法第3条第3項第2号）となるが、懇話会委員については、特別な身分はなく審議会委員に準じて扱われる。

### 2 懇話会の立場について

懇話会は、行政運営上の意見聴取・意見交換の場であり、機関としての意思決定を行わないものであるため（答申書の作成などがない）、各委員は自由に意見を発言できる。

そのため、座長を決めずに事務局側で進めていく。

### 3 懇話会開催要件

懇話会開催の定足数を過半数と定めているため、委員10名のうち6名以上の出席で開催できる。

### 4 懇話会の公開・非公開

#### (1) 名簿

委員名簿（資料1）は、審議会の取扱に準じて、本市ホームページにて公開する。

#### (2) 会議

自由で忌憚のない意見が発言できるよう会議は非公開とする。

#### (3) 議事録

議事録は本市ホームページで公開する。

### 5 懇話会の進め方

#### (1) 事務局から施策や事業等について、取組内容とその結果、今後の課題や方針などを説明。

※ 特に意見や助言を求めたいことがあったらその旨も提示。

#### (2) 委員からの発言（質問・意見・助言）

#### (3) 事務局からの回答

### 6 懇話会のスケジュール

※ 2回目以降から具体的な事業についての会議となる

回数	内容
第1回（6/14 10：00～）	懇話会の説明、新スリム計画説明、現在のごみの状況
第2回（7/27 13：30～）	2R（リデュース・リユース）の推進
第3回（9月）	リサイクルの推進
第4回（11月）	ごみ収集、事業系一般廃棄物、ワークショップの報告
第5回（1月）	ごみ処理施設、環境配慮、中間報告書について
第6回（予備）	予備回